

平成29年度第5回長野県地方税制研究会（専門部会を合同開催）

日 時：平成29年8月30日（水）13：30～15：00

場 所：長野県庁議会棟 404・405号会議室

**議事 長野県森林づくり県民税について**

（青木座長）

まだ暑い中、お集まりいただきありがとうございます。

本日は、前回から予告をしておりますように、取りまとめの最終的なご確認をいただくことになっております。お手元に原案がございます。これを縷々ご説明してまいります。その前に、前回いただいたご意見をできるだけ反映させております。それに基づきまして、先週の土曜日に委員の先生がたに事前にメールでお届けをしてあります。ご意見もいただいておりますので、この場でご発言いただければと思います。

今、事務局で説明がなかったのですが、資料1をご覧ください。前回の議事概要の後ろに添付のとおり、堀越委員、水本委員から意見を頂戴しております。委員の先生がたにお送りする前に私のところに来ましたので、反映できる所は反映しております。以上の結果として、お手元の資料2、タイトルについてもよろしいかどうか意見をいただければと思いますが、比較的、お役所っぽい題にさせていただきます。「長野県森林づくり県民税の現状と今後の課題～平成30年度以降に継続する場合の注意点～」と、我々の場合は、第3期に継続するか否かの判断をしておりますが、諸条件を拝察しているところ、県庁ではご検討をされているということですので、前回もご説明した通り、それに対して注意点を申し上げておくというスタンスでこの報告書を取りまとめるということになっております。

そんな状況も含めて中に書いてありますので、今からご説明を申し上げます。少し説明が長くなるかと思いますが、この週末にお送りした後も、多少の変更が入っておりますので、語尾も含めまして再確認をさせていただきます。

（青木座長による資料2の説明を略）

（高端委員）

前回、出席できずに申し訳ありません。それもあって、意見を申し上げます。

全体として、基本的に異論はございません。その上で、微細な話になります。

7ページ（5）基金残高のところ、2行目に「平成28年度は、事業の確実な執行を図るために、実施予定箇所を精査し予算を抑制した」ということが書いてあります。以前もこの場で申し上げましたが、事業の確実な執行を前提にした予算編成は、当然のことです。ですから、「事業の確実な執行を図るために、」は削除でよいと思います。言い換えますと、これまでは「事業の確実な執行を図れないような予算編成をしていたのか」という話にもなってしまう、それは財政担当部局としても本意ではないと思います。これが1点目です。

2点目です。前回、十分議論されたということであれば結構ですが、11ページの「森林税を第2期で終了させる場合には、補助金不正受給事件で失われた2.25億円を戻さずともよい」との判断がなぜ成り立つのか。すでに税金として県民の皆さんにご負担いただいたものが不正に使われ、返還を要するというのであれば、森林税を第3期に継続させよう

がさせまいが、基金に戻すべきだと思います。

3点目が、字句の修正の提案です。16ページ「審議途中で議論を打ち切ったかのように・・・現状の把握は他県に例をみないほど完璧に行えたし」とありますが、「完璧」は言い過ぎではないかと思います。誰がいかようにやっても「完璧」ということはあり得ないのだと私は思います。「完璧」という表現が、21ページ「おわりに」の2段落目にもありますので、こちらをご検討をいただければと思います。

4点目です。19ページの「5 森林税の『既得権』化問題の打破」という項目の2段落目です。「客観・中立的な人材へと拡大・多様化し」とありますが、単純に「客観・中立的な人材へと拡大・多様化」すればよいと言えるのか、という疑問を若干抱きます。つまり、利害当事者としての納税者一般といえますか、例えば事業者のように、この事業によって直接的な利益を受ける人だけではなく、むしろ負担をしている納税者など、様々な方々の参画を促す。単に「客観・中立的な人」をたくさん入れろ、というだけではなく、「納税者」、そういう意味でのステークホルダーを入れていく、という観点も重要かと思います。もちろん、この研究会と専門部会は基本的に客観的・中立的な性格を持っていると思いますが、森林づくり県民会議はステークホルダーが参画するという、ちょっと違う意味合いもあると思います。そのような観点で、可能であれば、字句の修正をお考えいただけたら、と思いました。

最後、20ページの2行目です。先ほど、ご丁寧にご説明をいただいたのですが、意味が分かりにくいのが、「なお、縮小して存続させる金額を二分割し、・・・」というところです。「二分割し、両方の選択肢を同時に実行することは可能であるが、」というところは分かりますが、「二分割せずに両者を混在させ」とは、具体的にどういう仕組みなのか、ちょっとイメージできなかつたので、この段落の意味をご説明いただきたいです。

なお、このくだりについては、第1の改善策、第2の改善策を説明した後に述べた方が読みやすいのかな、と思います。私が読んでいてそう感じましたので、ご提案を申し上げます。

(青木座長)

たくさんあるので1個1個やっていきますが、時間も限られておりますので、尻切れにならないようにお出しいただいたうえでやっていきましょうか。他の委員の先生がた、ございましたらお願いします。

(堀越委員)

長いご説明をありがとうございました。座長から事前に資料をいただき、確認させていただきたいことがございます。

1点目といたしまして、19ページから20ページにかけて、森林づくり推進支援金のところですが、縮小が前提となっている、という解釈でよろしいでしょうか。

それから、県の説明責任がなかった、というご意見を何回もいただいているのですが、最後ということもありますので、私の方から、実際はどうだったのかということをお場で述べさせていただきます。支援金の使途につきましては、県民会議の地方会議の方できちんと検証されていた、という事実があります。どういったことに使われるのか、ということについては、長野県森林づくり指針に基づき、それに沿ったメニューで厳格化されて使われてきた、という事実もあります。その辺は皆さんにご理解をいただきたいと思いません。

(青木座長)

堀越委員のご意見は配られており、同じことがここに書いてあります。

(堀越委員)

はい。19ページのところですが、分かりづらい部分がありまして、支援金を廃止して、その代わりに改善策として、特定補助金化ないし財政調整交付金化をすると取れるのですが、それでよろしいのですね。

(青木座長)

その解釈は、ちょっと違います。

(堀越委員)

支援金が何らかの形で残るということであれば、それでよろしいのですが、「縮小」というところが、引っかかる部分です。付記事項に記載していただきましたが、「廃止・縮減には反対する」を「廃止・縮小には反対する」に差替えていただければと思います。

(青木座長)

付記事項については、堀越委員、水本委員のご意見を載せておりますので、反対はいたしません。言葉は「縮小」がよろしいのですね。

(堀越委員)

表題に合わせて、そのようにお願いします。

(青木座長)

はい、サブタイトルに合わせるということですね。

(堀越委員)

はい。ただ、確認させていただきたかったのは、支援金を廃止、その代わりに特定補助金化あるいは財政調整交付金化という提案であるならば、個人的には良いかなとは思いますが、そういう意味でもないということなんですね。

(青木座長)

我々は決める組織ではございませんので、方向性のあり方です。

(堀越委員)

支援金を廃止、その代わりに特定補助金化あるいは財政調整交付金化する方向だと。

(青木座長)

廃止といっても名前だけの事なので、名前はなんでも構いません。もう1回説明します。理想的に望ましいのは、廃止すれば行政責任は明確になります。それ以外の方法ですと、地方交付税もそうですが、必ず責任は曖昧になります。曖昧になるものをどうしたらよいか、という理論的な方向性を示しているのが、我々の報告書です。

(堀越委員)

はい。理論的な方向を示す中において、支援金の廃止を言い切るならば、それには反対です。名称はどうか、何らかの形で継続していく前提の内容であるならば、付記事項

の内容は「縮小について反対」としてください。

(青木座長)

お互いに理解が平行線なので…。我々は決める組織ではありませんので、こうしろ、と言っているわけではなく、理論的にはこうするのが望ましいですよ、ということを示しているわけです。やるとかやらないとか、そういう生臭い話は、県民会議の方でしていただくのがバランスをとることになるのだと思っています。

論理的に考えれば、先ほど申し上げたように、どうしても自治体間で財源移転すれば、責任が曖昧になる。使途が報告されている、というご意見は分かるのですが、ここでもすれ違っているのですが、説明責任というのは、徴税するときに、何のために税金を取るのですか、という説明がこの2割については絶対にできない、やろうとしてもできないわけです。これが、今、足りないところですよ、と問題にしているのです。

ですから、今回の問題は「説明責任」とあえてタイトルに出したのです。現状のままですと、第3期に説明がつかないじゃないですか。何に使うかも分からない、いくら必要なのかも分からないし、その効果が分からない。前回、宮崎委員がご質問をされていましたが、5年間でどういう成果があったのですか、といった時に、事業名は確かに出てきます。報告もあります。この、事後的な報告では、どんな効果があったのかまでは分からないです。

自治体間で財源移転があると、この問題は必ず出てきます。この問題が出てきた時にどうすればよいかというと、1つはがちがちにしばって、特定補助金化すべき。これは責任が完全に明確になります。あまりに集権的でよくない、県が威張りすぎる、ということであるのなら、もう1つの方法として、森林には限定するけれどかなり使い道が自由ですよ、ただし、この場合には責任曖昧になります。納めている県民からすると、事後報告されたって足りない、ということになります。であれば、市町村の責任をはっきりさせてください、となるわけです。この2つが方向性です。

(堀越委員)

私が引っかかるのは、サブタイトルの「廃止」です。

(青木座長)

理論的には、今の曖昧問題を解消しようとするれば、最善策は廃止です。市町村が自分で徴税すればいい。そうですね。

(堀越委員)

それも分かります。

(青木座長)

ですから、理論的に最善なのは、と書いたのです。国庫補助のところもそうですが、国庫補助の「補助裏」も1番すっきりするのは全廃だと書いたのです。

こちらも同じことです。1番明確になるのは廃止です。もう1回繰り返しますが、我々は決める組織ではなく、決めるのは知事です。我々は専門性に基づいて、正しいと思われる方法の中でどういう選択をすればよいのか、その際にはどういう注意をすればよいのかをお示しするのが我々の責務であると思っています。

(堀越委員)

それでしたら、付記事項は「廃止・縮小には反対」でお願いします。

(青木座長)

ご指示のとおりにいたします。

(水本委員)

どういう形であれ、制度が残ってくればいいのですが、こだわりたいのは、「規模を大きく縮減した上で」というところです。5年後に見直した時に縮小されていなければ、こういうアドバイスをしたにもかかわらず従っていない、という評価になります。

前回、支援金の報告書をいただいて中を拝見したのですが、各市町村ともきめ細かにやっていたという感想を持ちました。できれば、今の規模、2割程度は振り向けていただきたいという意味で意見書を出させていただきました。ここにも書いてありますが、市町村にも説明責任はあると思いますが、これだけ広く、森林も多い長野県にとっては、2割程度は許容できる範囲であると思います。

(三井委員)

今の話の件で、19ページの6のサブタイトルの表現ですが、「廃止もしくは縮小して『特定補助金化』、『財政調整交付金化』云々」とした方が、先ほどのやり取りのところが分かりやすくなるのかと思います。この並びが誤解を招くのかもしれないと感じました。

高端委員とダブるところは省きまして、18ページのところ大きな3番の第1段落の最終行、「8億円にまで膨らむ可能性が高い。」を、第2章にもあるように、不正受給事件の関係は特にこの研究会で評価等はしておりませんので、「8億円に膨らむ可能性が高い。」では、評価したように感じますので、「8億円に膨らむ可能性がある。」という客観的な表現でよいと思います。

後は、読んでいての分かりやすさという点だけですが、今の部分から5行目の右端、「事業規模は1.6億円ほど」の前に「毎年度の」という表現を入れていただいた方が、年度を単位にした話だということが分かりやすくなると思います。

(宮崎委員)

16ページから17ページにかけてです。「ゼロベースで再検討」と言いながら継続云々で書かれているところがいくつかありますので、そこがちょっと気になります。

(青木座長)

具体的には、どこでしょうか。

(宮崎委員)

16ページ、第3章の前から中盤あたりです。

(青木座長)

ここは、いろいろなご意見があるかと思いますが。

先ほど、高端委員からご指摘のあった「完璧」についてもですが、税制研究会が途中で打ち切りになったみたいなイメージが持たれてしまいますので、あえて「完璧」と入った次第なんですけど、その状況がここに書いてある通りで、あるいは委員の方の中には、年末までやれ、という方もいらっしゃるかもしれません。ぎりぎりの選択としてこの時期、出てこない事業の審査まで行かずに、という判断になってしまい、分かりにくいかもしれま

せん。宮崎委員からすると、ここはどうあればよろしいでしょうか。

(宮崎委員)

16ページ「1 『継続』ではなく」という項目の上の部分、下から9行目「もしも第3期へと森林税を継続するのであれば、注意すべき課題となる点、もしくは克服すべき問題点」部分ですが、「継続」というイメージを捨て去り「ゼロベース」で検討するのであれば、ここで「継続」という言葉を使うのはどうかと思います。しかし、おっしゃることはよく分かります。

次に、支援金についてです。廃止・縮小については反対の意見もあり、全会一致ではないので、委員の意見が付記されるのだと思います。ただ、私が声を大にして「資料を出してください」と言って、ようやく一覧表が出てきたのです。では、当初、どういう目的で交付され、どういう成果があったのですか。さらに言えば、松くい虫の補助金をある意味還元して、県側はそうではないとおっしゃるのでしょうが、かつて一般財源でやっていたものを超過課税でまかなうという。なぜ、森林税を課してまで市町村に交付する必要があるのか。ここで資料を出したから、説明責任を果たしたというのではなく、座長のおっしゃるように、どういった目的でどういった効果があったのか、まだ、きちんと説明ができていない状況の中で第2期が終わる。その時に、必要だと言っていますから続けましょう、とは言えないと思います。必要であるならば、どういった目的でどういった効果があったので、今後もこの制度を維持する必要があるという説明がきちんとあればよかったです、それがなくなってきた、ということを見ると、「廃止・縮小」の方針は維持していただきたいと思います。

後ろの「交付金」はやりすぎではないかと思います。

(青木座長)

この間は、使途自由の「一般」と書いていたのですが。

説明責任の定義をちゃんとしていないので、言葉が足りずに誤解をされる可能性があります。今、宮崎委員がおっしゃったような、徴税する側として、目的、成果、必要性を示すことが、今、どうやってもかなわないのだという意味での説明責任だということを少し追加したいと思います。

高端委員のご指摘に戻ります。7ページについては事務局にお聞きします。審議の過程でもこういったご意見が出ていましたが。

(総務部長)

事業執行の段階において、「確実な事業の執行を図る」のは当然の事であります。もっと言うと、予算があるからすべて事業執行するわけではございません。執行段階で確実性を見ていくのは当然であると思います。ここであえて書いたのは、「より」そういう方法で精査しました、ということです。それ以前にそういうことが図られなかったということではありません。そういう意図を分かっていたために、私どもとしては説明として入れさせていただいた。「事業のより確実な執行を図るため」と、「より」を追加させていただきたいです。

(高端委員)

これは、予算当局の発想ですね。県民が読むと、正直なところ、どういう意味がよく分かりません。そこを取ると、「できるところをピックアップして予算化しました」という意味がはっきりすると思うのです。

(総務部長)

箇所も含め、私どもは常に精査をしております。「より」そういうところをやりました、ということです。じゃあ、普段は精査していないのか、という反対の解釈も当然あるのですが、私どもはそこのところをより慎重にやらせていただいた、という意味を込めたところご理解をいただきますようお願いいたします。

(高端委員)

そんなに重大な問題ではないので、そこまで県の方でこだわりがあるのであれば、「より」を入れるという微修正でも構いません。

(青木座長)

2番目にご指摘いただいた11ページ、残高への繰り戻し、「なお森林税を第2期で終了させるケースにも言及しておくが・・・」の部分です。今までご報告をしてきたので、大筋の部分でご了承をいただいていたかと思っていたのですが、この部分については、第3期継続に向けて注意点を出しているのに第2期で終了させるケースまでわざわざ書く必要があるのか、ということも思いますので、いかがいたしましょう。取ってしまうのが、一番分かりやすいですが。

(三井委員)

この段落は、削除してもよいのではないかと思います。

(青木座長)

今日はお二人の委員が欠席しており、大筋の変更はできないのですが、この部分を削除しても大筋の方向性に变化はございませんので、大筋に変更なしとの判断で、この部分は削除とさせていただきます。

3点目のご指摘、「完璧」についてです。継続の判断をしない、ということで、地方税制研究会の役割を果たしていないというご質問に対し、我々はちゃんとやっていますよという気持ちだけで「完璧」という言葉を使ってしまったのですが、ご指摘のとおり「完璧」はあり得ないので、「できる限り」、「最大限」などの言葉に置き換えさせていただきます。

4点目、既得権、ブラックボックス化のご指摘です。「改善の方向として」、県庁への配慮もあって、いつにもなく引き気味の文章になっております。県庁については、知事はじめガバナンスの問題ですし、県民会議については、我々と対等な委員会として何か申し上げることは不適切であります。控え気味に「客観・中立」という言葉を使いましたが、ご指摘いただいたように「納税者」ですとか、「負担する県民」ですとか、そういう言葉に置き換えさせていただきます。ただ、同時に「客観的・中立的な」は残させていただきたい。というのは、県庁の場合、公募委員会をやっても、結局のところ県庁の方が強いでしょう、というご意見もありますので、ここの部分については、県庁の中で部局をまたいだような組織ですとか、他部局からのチェック、あるいは部長間でのチェックといった部分を期待して、「客観・中立」の部分は残したいと思います。

最後にご指摘いただいた、20ページの「二分割」の部分は、確かにおっしゃる通り。要は、政治判断で残されるのであれば、それを特定補助金システム部分と森林交付金部分とを混ぜるといのは、確かに私も想定できません。混ぜるといのは、要は方針がぐちゃぐちゃになるという意味で、今と同じように、使い勝手は自由なんだけれども、あたかもしばっているかのような説明をする、そういう中途半端なところになります。ここは、今

申し上げたようなことを正確に書かせていただきます。ここにあるような、両極端な制度が正解なんです、中間のようなやり方はよくない、と改めさせていただきます。

それと同時に、その説明を、第1、第2の後に回した方がよい、ということもそのとおりでありますので、場所を移します。「ただし・・・」の前の部分に「二分割することは可能であるが、その中間のような曖昧な制度を作ってはならない」みたいなことを書かせていただこうと思います。よろしいでしょうか。

(高端委員)

書き換えるときのご参考までに、ということで申し上げますと、この改善策を述べた部分は、テクニカルな話ばかりになっているので、やや分かりにくいのかなと思います。

(青木座長)

財政学の話になってしまっています。

(高端委員)

ここでのポイントは、県民に対する説明責任というのは、県レベルで確保するのか、市町村レベルで確保するのか、どちらなのかということですね。第1の改善策は県レベルで説明責任を確保する考え方、第2の改善策は市町村レベルで説明責任を確保する考え方、というような、すっきりした解説を入れるとよいのかもしれない。

(青木座長)

今のお言葉、県民の方が読んでも大変に分かりやすい分け方になるかと思います。特定補助金化によって、県の責任を明確にするのか、森林交付金化によって市町村の責任を明確にするのか、というような区分をさせていただき、この両者をまぜるとまた曖昧になってしまうという締め方にさせていただきます。

それ以降、いただいたところは、おおよそ、堀越委員、水本委員、三井委員、三井委員の文言の変更はそのままやらせていただきたいと思います。堀越委員の付記事項の訂正についても私の方でしっかりと修正をいたします。

(堀越委員)

字句修正で1点、19ページ「みんなで支える森づくり県民会議」と、林の1字が抜けていますので「森林づくり」にお願いします。

(青木座長)

はい。ありがとうございます。

文章表現については私の方で預らせていただき、一両日中には公表できるように、急いでまとめたいと思っております。

第3期継続の当否を入れなかったのは残念でございますが、「おわりに」にも書いてありますように、先生方のご意見をまとめさせていただくことができました。ここまでできたのも先生方のお力のおかげと思っております。

それと同時に、この報告書を県知事に提出させていただきますが、たかだか一研究会、一県民会議の意見書です。これをもとに、今度は行政がどういうことを決めていかれるのか。できるだけ我々の理論的な注意点を参考にさせていただければと思っておりますし、意識も能力も高い県庁の皆様ですので、素晴らしい制度が出来上がるのではと心から期待をしているところでございます。本年度の審議、これで終了となりますが、改めて心より御



礼申し上げます。どうもありがとうございました。  
それでは事務局にお返しいたします。